

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】

安度 炫

【所属】(助成決定時)

東京大学総合文化研究科地域文化研究専攻

【研究題目】

日本の植民地警察制度の確立過程 - 1895年～1910年を中心に

【研究の目的】(400字程度)

本研究は西洋の列強をモデルにして日本に導入された近代警察制度が、日本が統治する植民地の中ではどのように変形して施行されたのかを調べることを目的とする。特に、世界的に由来を見つけにくい異質な警察制度として、植民地朝鮮初期に実施された憲兵警察制度の誕生に注目したい。したがって、本研究は日本が台湾を割譲して初めて植民地警察制度を構想した1895年から日韓合併とともに警務総監部が設置される1910年までの過程を検討しながら、植民地治安の主導権をめぐる警察(官吏)と憲兵(軍部)の間の軋轢を分析する。そして日本の植民地統治のもう一つの特徴として、被植民者を雇用して植民地治安の一軸を担当させた治安補助員制度が、植民地者と被植民者の両方に一般的に受け入れられる過程を調査し、彼らが植民地内で起きた警察と憲兵の熾烈な勢力争いでどのような役割を果たしたのかを考察する。

【研究の内容・方法】(800字程度)

かつて近代国家を志向した明治政府は、フランス留学から帰ってきた川路利良の主導のもとに大陸式警察制度を受け入れ、外部を守る軍と内部を助ける警察を厳然と区分することができた。やがて軍部はフランスのジャンダルムリをモデルにして、軍事警察だけでなく一般警察の業務まで遂行できる憲兵制度を設置したものの、軍部の政治介入を阻止しようとする官民の動きに支えられ、少なくとも軍部が暴走する1930年代前まで日本内の警察と憲兵勢力の間にはある程度の均衡が保たれていた。

しかし日本が新たに確保した植民地内では、人種・文化などが異なるという理由で既存の法、制度などを都合によって見直した新しい統治体制が構築された。そしてこの過程で官吏と軍部の間には、植民地運営の主導権を巡る軋轢が発生することになり、彼らの葛藤は植民地の治安問題を名分にした各自の対策を通して表面的に現れた。

植民地台湾の場合、軍部は台湾人の武力抵抗に対応するという理由で憲兵を中心とする治安体制を定着させようとした。しかし、雲林事件などの過度な強硬鎮圧による世論の悪化とともに、ロシアとの一戦に備えた大々的な軍再編によって台湾内に十分な戦力を確保できなかったため、軍部は台湾で大きな影響力を発揮することが難しかった。一方、第3代民政長官として就任した後藤新平は、警察の権限を拡大させ、治安だけでなく地方行政まで担うとともに、台湾の慣習(保甲制)を再解釈し、台湾人に警察の業務を補助するよう義務付けることで治安の安定に成功した。さらに、日露戦争後、軍部が大陸政策として朝鮮と満州に集中することによって、比較的関心から遠ざかった台湾は引き続き警察中心の警察制度を維持することができた。

植民地朝鮮の場合、日本は合併以前から韓国に統監部を設置して内政に干渉する方式を取ったが、初代統監伊藤博文が韓国駐軍の行動を制約して警察中心の警察制度を施行し、ひいては軍が占領していた関東州にまで影響力を行使しようとした。しかし伊藤が1907年のハーグ密使事件という失策を犯したことを機に、桂内閣は彼に高宗の廃位と追加条約の締結を圧迫し、その反響を利用して統監府が治安において憲兵を頼らざるを得ないよう誘導した。そして憲兵隊長の明石元二郎は、韓国人を憲兵補助員として雇用して治安に利用する方策を実行し、憲兵の戦力が警察を凌駕するように図った。これにより、韓国内には憲兵中心の警察

制度の基礎が築かれるようになった。

【結論・考察】（４００字程度）

近代日本における植民地警察制度の設置にあたって、現場の環境的、状況的な原因は形成過程で欠かせない重要な要素ではあったが、その土台には植民地統治の主導権をめぐる官吏と軍部との政軍関係が深く関連していた。そして両側の政治争いは各自の優位を占める目的で被植民者に植民地の治安を任せることを容認し、治安補助員という特殊な制度を植民地統治が終わる直前まで正式な治安対策として維持した。

今後の研究では、近代日本の政軍関係に対する深層的な分析を通じて、論証をさらに確固たるものにする。そして事情上詳しく扱うことができなかった 関東都督府の警察制度についても、警察中心の台湾-憲兵中心の朝鮮を連結する中間段階として詳しく調査しようと思う。